

令和2年1月15日

審査申立人

殿
殿
殿
殿

高知検察審査会



議決の要旨について (交付)

被疑者岡崎誠也外18名に対する虚偽有印公文書作成被疑事件及び谷浴新也外1名に対する虚偽有印公文書行使被疑事件 (令和元年 (申立) 第5~23号事件) につきされた不起訴処分の当否に関する審査事件について、当検察審査会は令和元年12月25日に議決しましたから、その要旨を別添のとおり交付します。

添付書類:

議決の要旨 (全4部)

令和元年高知検察審査会審査事件（申立）第5号～第23号

申立書記載罪名

- ① 虚偽有印公文書作成（被疑者全員）
- ② 虚偽有印公文書行使（被疑者 谷浴新也及び中越啓文のみ）

検察官裁定罪名

- ① 虚偽有印公文書作成（被疑者全員）
- ② 虚偽有印公文書行使（被疑者 谷浴新也及び中越啓文のみ）

議決年月日 令和元年12月25日

議決書作成年月日 令和2年1月15日

議決の要旨

審査申立人

(氏名)

審査申立人

(氏名)

審査申立人

(氏名)

審査申立人

(氏名)

被疑者

(氏名) 岡崎 誠也

被疑者

(氏名) 吉岡 章

被疑者

(氏名) 海治 甲太郎

被疑者

(氏名) 永 野 昭 雄

被疑者

(氏名) 和 田 享 仁

被疑者

(氏名) 野 中 新 一

被疑者

(氏名) 谷 沿 新 也

被疑者

(氏名) 中 越 啓 文

被疑者

(氏名) 大 塚 里 与 (旧姓 小嶋)

被疑者

(氏名) 澤 村 素 志

被疑者

(氏名) 小 畑 和 正

被疑者

(氏名) 刈 谷 昇 二

被疑者

(氏名) 光 江 昌 代

被疑者

(氏名) 森 田 惠 介

被疑者

(氏名) 山 川 瑞 代

被疑者

(氏名) 大 野 正 貴

被疑者

(氏名) 林 充

被疑者

(氏名) 井 上 大

被疑者

(氏名) 面 森 文 彦

不起訴処分をした検察官

(官職氏名) 高知地方検察庁検察官副検事 水 野 佑 樹

上記被疑者らに対する虚偽有印公文書作成，同行使被疑事件につき，令和元年6月12日に上記検察官がした不起訴処分の当否に関し，当検察審査会は，上記申立人らの申立てにより審査を行い，次のとおり議決する。

議 決 の 趣 旨

本件不起訴処分はいずれも不当である。

議 決 の 理 由

1 被疑事実の要旨

被疑者岡崎誠也は，平成15年11月30日から高知市長として，都市計画法18条の2第1項に基づく都市計画に関する基本的な方針である「2014高知市都市計画マスタープラン」（以下「本件マスタープラン」という。）策定等の高知市の事務を管理し，これを執行するもの，被疑者吉岡章は，平成20年4月1日から高知市副市長として，本件マスタープラン策定等の市長が高知市都市建設部に分掌させる事務を担当するもの，被疑者海治甲太郎は，平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間，高知市都市建設部長として，市長及び副市長の命を受け，所属職員を指揮監督して，本件マスタープラン策定等の同部の分掌事務の執行に当たり，同部を統括していたもの，被疑者

永野昭雄は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、同部副部長として部長を補佐し、部内の調整を図るとともに、所属職員を指揮監督して、本件マスタープラン策定等の同部の分掌事務の執行に当たっていたもの、被疑者和田享仁は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、同部都市計画課長として、部長及び副部長の命を受け、所属職員を指揮監督して、本件マスタープラン策定等の同課の分掌事務の執行に当たっていたもの、被疑者野中新一は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの間、同課課長補佐として、課長を補佐するとともに、所属職員を指揮監督して、本件マスタープラン策定等の同課の分掌事務の執行に当たっていたもの、被疑者谷浴新也は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間、同課主幹として、課長の命を受け、本件マスタープラン策定等の同課の分掌事務の執行に当たるとともに、担当職員を指揮監督し、次いで、同年4月1日から平成28年3月31日までの間、同課課長として、部長及び副部長の命を受け、所属職員を指揮監督して、同課が分掌する事案の情報公開請求に係る行政情報の公開決定及び公開の実施等の事務の執行に当たっていたもの、被疑者中越啓文は、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間、同課主任として、本件マスタープラン策定等の同課が分掌する事務の執行に当たり、次いで、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、同課担当係長として、課長、課長補佐又は所属係長の命を受け、同課が分掌する事案の情報公開請求に係る行政情報の公開決定及び公開の実施等の事務の執行に当たるとともに、担当職員を指揮監督していたもの、被疑者大塚(旧姓「小嶋」)里与は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間、同課技師として、本件マスタープラン策定等の同課の分掌事務の執行に当たっていたもの、被疑者澤村素志は、平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間、同部都市建設総務課長として、被疑者小畑和正は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間、同課課長補佐として、被疑者刈谷昇二は、平成25年4月1

日から平成27年3月31日までの間、同課総務担当係長として、被疑者光江昌代は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの間、同課主査として、いずれも、高知市職務権限規程により、同部に属する課が部長以上の決裁を要する場合の合議先に指定されていたもの、被疑者森田恵介は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間、高知市総務部長として、被疑者山川瑞代は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、同部副部長として、被疑者大野正貴は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間、同部総合政策課長として、被疑者林充は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間、同課課長補佐として、被疑者井上大は、平成24年1月1日から平成26年3月31日までの間、同課担当係長として、被疑者面森文彦は、平成23年4月1日から平成27年3月31日まで、同課主査として、いずれも、高知市職務権限規程により、行政計画等の策定又は改廃のうち、重要なものについて、市長の決裁を要する場合の指定合議先であったものであるが

第1 被疑者19名は共謀の上、真実は平成26年3月7日に「2014高知市都市計画マスタープランの策定について」と題された起案紙を起案した事実も、これを決裁権者に回付して決裁した事実もないのに、行使の目的で、平成28年1月22日頃、被疑者中越啓文が、高知市本町五丁目6番13号所在の高知市役所南別館4階都市建設部都市計画課室内において、パーソナルコンピュータを使用して、起案紙の文書番号欄に「25重都第191号」、課名欄に「都市計画課」、起案者欄に「中越啓文」、起案日欄に「26・3・7」、件名欄に「2014高知市都市計画マスタープランの策定について」、伺い欄に「標記の件について、下記のとおり策定してよろしいか伺います。」等と入力して起案紙を印刷した上、別表のとおり、同起案紙を各被疑者に順次回付して、各決裁欄に押印を求め、各被疑者が、平成28年11月22日から同月26日頃までの間、高知市本町四

丁目1番24号高知市役所本町仮庁舎3階市長室ほか15か所において、自ら又は第三者を介し、各決裁欄に押印し、平成28年1月26日頃、前記都市建設部都市計画課室内において、前記中越が、同起紙の決裁日欄に「26.3.7」と記入するなどして、平成26年3月7日付けでマスタープラン策定に関して起案及び決裁が完了した旨の内容虚偽の公文書である起案紙1通を作成し

第2 被疑者谷沿新也及び被疑者中越啓文は、共謀の上、請求者を とする平成28年2月24日付け行政情報公開請求書に対して、前記起案紙が真正に成立した公文書であるかのように装い、平成28年3月10日午前11時頃、同市本町五丁目1番24号高知市役所本町仮庁舎1階高知市情報公開センターにおいて、情を知らない高知市都市計画課主任堅田高生をして、前記 に対して、同起案紙の写しを交付するなどして、行使したものである。

2. 検察審査会の判断

(1) 当検察審査会は、本件不起訴記録及び審査申立書等を精査し、慎重に審査した結果は、次のとおりである。

ア 高知市では、「高知市文書管理規程」により、起案は、電子起案又は紙起案の方法により行い、起案文書に対する承認・決裁は、起案文書を回付し、文書管理システム又は起案紙の所定の欄に押印等を行うことにより行うこととされており、高知市長の決裁を要するところ、平成26年3月に策定した本件マスタープランの策定についての起案文書を作成していなかったため、被疑者19名（以下「被疑者ら」という。）は、平成28年1月22日から同月26日頃にかけて、起案日及び決裁日を平成26年3月7日、件名を「2014高知市都市計画マスタープランの策定について」とし、所定の欄に本件マスタープラン策定当時の回議先、合議先及び決裁者である被疑者らの押印をした起案紙（以下「本件起案紙」という。）を

作成し、さらに、平成28年2月24日付け行政情報公開請求に対し、本件起案紙の写しを作成して請求者に開示したことが認められる。

イ 本件起案紙の作成に関し、法務担当者に相談したとのことであるが、法曹資格もないと思われる者であり、同人が示した3つの案のうち最も悪質性の高い方法を採用し、2年近くも遡った日付で、退職者を含め、当時の担当者の押印を集め、本件起案紙を作成し、行使するといった行為は、公務員として決して許されるものではなく、厳しく連帯責任を追及されるべきであるのに、高知市は被疑者らに対し、何らの処分も行っていない。

ウ 被疑者らは、本件起案紙の遡り作成について不適切行為であったことは認めており、添付されていたマスタープランの内容を熟読することなく押印している事実もうかがえ、本来、決裁行為とは言えないと考える。

エ 高知市長は、「平成26年3月7日にマスタープラン報告式で本件マスタープランの内容を了承する挨拶を行っており、これをもって事実上の決裁ととらえることができるので、違法ではない」旨弁解しているが、都市計画課では、同年3月3日に「高知市都市計画マスタープラン策定の報告式開催案内について」の起案を行い、3月4日には課内での決裁を了していることから、当然それ以前に本件マスタープランが策定され市長までの決裁を了していなければならないはずであり、この弁解には無理がある。

オ また、高知市では、以前から、文書を事後に起案し、意思決定の日を文書の作成日とすることなどが複数回繰り返されていた事実が認められる。今回の件とは異なり、近接した日に行われていたとはいえ、これらの実態も公務員としてあるまじき不適切行為であるにもかかわらず、後になって、これを容認する形で「高知市文書管理規程」を改定していることから考えると、一般人としては全く理解しがたく、本件起案紙の遡り作成は、犯罪性が深く疑われ、悪質であると言わざるを得ない。

カ これらのことから判断すると、検察官の不起訴処分は、一般人の常識的
判断とはかけ離れており、到底納得することはできない。

(2) 以上のとおり、検察官に再考を求めるため、上記趣旨のとおり議決する。

令和元年12月25日

高知検察審査会

